

改正後

規則第九十条第一項の区分	一・二	三	四〇二十四
校正手法の区分	[略]	一 時間、周波数又は回転速度の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法 二 [略]	[略]

改正前

規則第九十条第一項の区分	一・二	三	四〇二十四
校正手法の区分	[略]	一 時間又は周波数の計量器（次号に掲げるものを除く。）を、時間又は周波数の標準器との比較により校正する手法 二 [略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。